

玄海町公益通報制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員又は町民等からの公益通報に関し必要な事項を定め、通報者の保護を図るとともに、職員の規範意識を高めることにより、適法かつ公正な町政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する本町の職員、非常勤嘱託職員及び日々雇用職員をいう。また、「町民等」とは、「職員」以外の者をいう。

2 この要綱において「公益通報」とは、第3条第1項各号に掲げる事実を副町長へ通報することをいう。

(公益通報)

第3条 職員及び町民等は、職員の職務上の行為に関し、次の各号に掲げる事実を知り得たときは、副町長に対して、電子メール又は封書により公益通報を行うものとする。

- (1) 法令（条例、規則等を含む。）に違反し、又は違反するおそれがある事実
- (2) 町民等の生命又は身体の保護及び利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保等に重大な影響を与えるようなおそれがある事実
- (3) 町に対する町民等の信頼を損なうおそれがある事実

2 前項の受理を行う場合にあっては、具体的な事実関係の記載又は関係資料の添付を求めるとともに、原則として氏名を記載させるものとする。

(公益通報者の責務)

第4条 公益通報を行った者（以下「公益通報者」という。）は、通報に際しては、誠実に行わなければならない。

2 公益通報者は、公益通報に関して行われる調査に対して、協力しなければならない。

(公益通報者の保護)

第5条 公益通報者は、正当な公益通報を行ったこと又は公益通報に係る調査に協力したことをもって不利益な取扱いを受けない。

2 公益通報者は、正当な公益通報を行ったことによって不利益を受け、又は受けるおそれがあると判断したときは、副町長に対しその旨の通報を行うことができる。

3 副町長は、前項の通報を受けた場合は、当該通報について調査し、必要と認めるときは、その改善又は防止のための措置を講ずるものとする。

(調査担当)

第6条 副町長は、第5条第3項及び第7条第1項に規定する調査を行うため、総務課に調査担当を置く。

2 調査担当は、前項の調査を行う場合において必要があると認めるときは、関係課等の書類、帳簿等を閲覧し、又は関係職員に説明若しくは資料の提出を求めることができる。

3 調査担当は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(調査の実施)

第7条 副町長は、受理した公益通報について、直ちに調査担当に調査の開始を指示するものとする。

(調査結果の報告)

第8条 調査担当は、副町長から指示された調査については、その結果を町長に報告しなければならない。また、必要に応じてその内容を証する資料を提出するものとする。

2 副町長は、公益通報者が職員であった場合においては、調査の結果を当該職員に通知しなければならない。ただし、匿名による公益通報者に対してはこの限りでない。

(報告後の措置)

第9条 町長は、前条第1項の報告があった場合において、再発防止のため措置を講ずる必要があると認めるときは、関係職員に対し、対応を指示するものとする。

2 前項の規定による指示を受けた関係職員は、速やかに必要な措置を講じ、その結果を町長に報告しなければならない。

(運用状況の公表)

第10条 町長は、玄海町公益通報制度の運用状況について、通報の件数及び概要、その対応状況等を公表するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。